

中小企業等の水素ステーション導入支援事業における 資格取得支援業務運営要綱

(制定) 令和 7 年 10 月 3 日付 7 都環公総総第 727 号

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する、中小企業等の水素ステーション導入に向けた支援業務委託に係る資格取得の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 講習会 高圧ガス保安協会が当該年度の 3 月 31 日までに実施する高圧ガス製造保安責任者講習のうち、乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）及び丙種化学（特別）とする。
- (2) 検定 高圧ガス保安協会が当該年度の 3 月 31 日までに実施する検定試験

(支援対象者)

第 3 条 支援対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 都内に登記簿上の本店又は支店等を有する中小企業者等の経営者及び従業員又は都内に住所を有する学生
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 現在、水素ステーションに勤務している者
 - (イ) 水素ステーションの整備・運営を検討している者
 - (ウ) 水素ステーションに勤務・配属の予定がある者
- (3) 講習会を受講し、検定に合格した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は支援対象者とししない。

- (1) 同一年度において本支援を受けている者
- (2) 国、地方自治体その他の団体等から本支援と同様の支援を受けている者
- (3) 過去に税金の滞納がある者
- (4) 刑事上の処分を受けている者
- (5) その他、社会通念上適切でないと認められる者

(支援対象経費)

第 4 条 支援対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講習会の受講料
 - (2) 必須テキスト代金
 - (ア) 高压ガス保安法規集
 - (イ) 中級高压ガス保安技術(乙種)
 - (ウ) 初級高压ガス保安技術(丙種)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は支援対象経費に含めないものとする。
- (1) 振込手数料その他の事務手数料
 - (2) その他本支援の目的に合致しないと公社が認める経費

(支援申請)

第5条 支援申請者は、検定日の前日までに、支援申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて公社に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書又は学生証の写し
- (2) 講習会の受講修了書の写し
- (3) 検定受検票の写し(受験番号の記載があるもの)
- (4) 支援対象経費の支出を証する書類(領収書等)
- (5) その他公社が必要と認める書類

2 前項の検定日とは、当該年度の3月31日までに実施する検定日をいう。

3 同一年度において、各人につき1つの講習会のみ受付可とする。

(支援申請の変更等)

第6条 支援申請者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ支援変更申請書(第2号様式)を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支援申請の変更の提出は検定日の前日までとする。

(支援申請の審査)

第7条 公社は、第5条及び前条の規定による支援申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行うものとする。

2 公社は、支援申請に係る支援対象経費の内容が適正であり、かつ、支援が適当であると認めるときは、検定に合格した支援申請者に対し予算の範囲内において支援するものとする。

(支援額)

第8条 支援額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 乙種化学、乙種機械

受講料 24,200 円及び必須テキスト代金 9,560 円の合計額又はその実支出額のいずれか低い金額

(2) 丙種化学（液石）

受講料 24,200 円及び必須テキスト代金 8,070 円の合計額又はその実支出額のいずれか低い金額

(3) 丙種化学（特別）

受講料 24,200 円及び必須テキスト代金 8,180 円の合計額又はその実支出額のいずれか低い金額

（支援額の確定等）

第 9 条 公社は、高圧ガス保安協会ホームページ上で発表される検定合格者一覧において合格者受験番号を確認後、支援額を決定し、支援決定兼支援額確定通知書（第 3 号様式）により、支援申請者に通知するものとする。

2 検定に合格しなかった支援申請者に対しては、支援不決定通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

（支援決定の取消し等）

第 10 条 公社は、支援の決定及び額の確定を受けた支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正手段により支援を受け、又は受けようとしたとき
- (2) この要綱又は支援決定の条件に違反したとき
- (3) その他支援が不相当と認められるとき

（返還）

第 11 条 公社は、前条のいずれかに該当するときは、支援決定者に対し、支援額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（重複の禁止）

第 12 条 支援決定者は、支援決定を受けた支援対象経費について、国、地方公共団体、その他の団体等から同様の支援を受けてはならない。

（個人情報等の取扱い）

第 13 条 公社は、本業務の実施に関して知り得た支援申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本業務に必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 法令又は条例に定められた場合を除き、公社は、本業務の実施に関して知り得た支援申請者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本業務の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定めることができる。